

## 第11回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事要旨

### ■実施概要

日時：令和元年10月16日(水) 14:30～16:30

場所：滋賀県大津合同庁舎3階3-A会議

### ■議事(1件)

・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

- ①地域区分の見直し
- ②禁止物件の再整理
- ③適用除外の再整理

### ■報告(1件)

・景観計画の見直し検討状況について

### ■出席者：

1. 轟委員、高井委員、黒川委員、鈴木委員、西村委員、和田委員(6名中6名出席)
2. 事務局6名
3. 事務局関係者4名
4. 傍聴者：1名

### ■配布資料：

- ・資料1-1 第11回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料(本編)
- ・資料1-2 広告景観類型・景観形成方針
- ・資料2 第11回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料(資料編)
- ・資料3 滋賀県景観計画改正基礎調査の状況と今後の方向性について
- ・参考資料 今後の予定について

■議事要旨

①地域区分の見直し

事務局	(地域区分の見直しについて説明)
委員	現状の広告物の規模別割合について、広告物の高さが 10 メートルを超えるものは少ないという話の中で、ただ、8%の割合で 14 メートルから 15 メートルのものがあるということだが、これにはどういうものがあるのか。また、そういうものは改正後には撤去されていくということになるという認識でよろしいか。
事務局	6 町域では国道 8 号線の沿道に立地している商業店舗の看板が、10 メートルを超えてくるもの割合が比較的多いと思われる。改正後の撤去については、経過措置期間をどの程度とるかにもよるが、おおむね 20 年後の景観を想定した見直しを考えているので、経過措置としては、最大 20 年を考えているところ。簡易なものであれば短くする、あるいは、堅牢なものであったとしても、すぐには撤去できないものについては、20 年まで延長可能といったようなかたちで、極力、広告主の方のご理解を得ながら進めていけるようにということで考えている。
委員	資料 1 - 2 に記載の規模の目安、小・中・大で、小が 3 メートル、中が 7.5 メートル、大が 10 メートルと書いてあるのは、地面からの高さのことという認識でよいか。従来からそこがわかりにくい部分がある。
事務局	自家用広告物については、地面からの高さとして考えているもの。案内図板については、まだ検討中であるが、路肩が下がっている部分等が多いことも考慮し、前面道路からの高さとして設定するというのも一案として考えられる。
委員	前面道路というのは、最寄りの道路ということか。例えば、高架道路があり、その高架の下をくぐっている最寄りの道路がある場合はどのようになるか。高架道路を走っている車に見せようと思うと、10 メートルクラスの看板になるが、今想定しているのは、看板の立地から最寄りの道路の路面からの高さからということでよいか。
事務局	許可権者が、当該看板がどの道路の通行者に対して表示する意図のあるものなのかを判断し、対象となる前面道路を決めるということも想定しているが、現時点では詳細な検討はできてない。
委員	議題とは少しずれるが、今後、台風被害もさらに懸念される中で、看板の安全面で言うと、看板の高さというのは問題になる。行政によるチェックとしては、工作物確認と広告物の許可という 2 つがあるわけだが、この 2 つの連携や、竣工後の完了検査を実施し、許可申請通りに施工されているということを確認するプロセスが必要だと考える。

事務局	<p>現状、県条例の適用されている市町の中で完了検査までしている市町はないと思われるが、県内の独自条例市のうち一部の市は、許可をおろした後、竣工後に完了検査までされている事例はある。6町については人員体制に余裕がない場合もあるので、完了検査まで実施可能なかどうかは、6町と相談が必要。</p>
委員	<p>景観の部分については、案内図板というのは、風致地区等、禁止地域にも建てることのできるの、一番グレーゾーンになっている。デザイン面等、しっかりと考慮される必要があると思う。デザイン部分の制約をどこまで踏み込んでするのか、他府県での事例等、調べ切れていないが、いろんな色や写真が使われて、それが景観にとって本当にいいのかわかるかという観点から、場所によっては、道路の上に設置されているような公共施設の誘導看板と同じように、単色使いでしてくださいとか、そういう規制もありなのかなと思う。案内図板のデザインが、景観を良好な形成していく上で、一番網をしっかりとかけないといけない部分だろうと考える。</p>
事務局	<p>案内図板に関しては前回の部会の中でも、景観上支障になっている事例が多いということで、ご意見をいただいていた。案内図板については、色規制や一定の規格設定をしていくといったことは、必要になってくるだろうと想定している。次回の部会で、案内図板についても許可基準の素案をお示ししたい。</p>
部会長	<p>事務局が提示している地域区分案のうち、第3種地域、第4種地域については、非自家用広告の掲出ニーズが「大」であるところ、規制としては、「設置不可」となっているので、結局そういった地域では、非自家用的な看板を出そうとする場合、案内図板に流れるということになるので、ここが結構コンフリクトというか、板面の内容も含めて、課題が出てくるころかなあと思う。そのあたりについて、研究・検討をお願いしたい。</p>
委員	<p>地域区分案の第5種地域「田園・自然系」について、農村、農山村集落というものがある程度のボリュームであると思うが、「田園・自然系」という名称では、人が住んでいないような印象になるのではないかと。例えば「集落・田園・自然系」のような名称のほうがわかりやすい。6町域では、この第5種地域が広い面積を占めていて、田園あり、集落ありというこの地域を、いかに自然が織りなす美しい景観にしていくか。そのために、広告物ができることは何なのかという視点が、面的に考えても、重要ではないか。そういった住まわれている人たちの気持ちとしても、やっぱり集落や人のおいを感じさせるようなものにならないかなという感想をもった。</p>
部会長	<p>集落と田園をあわせて「農村」という見せ方もあるし、「集落」というのを入れるという方法もあると思う。いわゆる農地、林地だけじゃないとい</p>

	うのは、伝わるようにしたほうが良いということだと思っるので、また事務局でご検討いただきたい。
部会長	<p>今回事務局から提示された地域区分案は、良い意味で結構踏み込んだなという印象。というのは、県の景観計画のほうでも、6町域でのゾーニングというのはされていないわけなので、今回は広告景観とは言いながら、6町域内をゾーニングして計画を立てるといのはかなり踏み込んだ内容じゃないかと。第1種の街道関係も、中山道とか御代参街道等は、県景観計画のほうでも指定されていないような部分について、今回設定されるということで、非常に期待を持って、さらに進めていただきたいと思う。</p> <p>しかも用途地域のないところ、非線引き都市計画区域や市街化調整区域についても、このような形で導入するというのは画期的な部分がある。逆に言うと、各町の都市計画マスタープランや国土利用計画等と、十分すり合わせをして、妥当なゾーニングであるのか、特に境界部分等について、よくすり合わせをしていただきたい。</p> <p>その上で、質問になるが、このような形の県景観計画、特に町域を扱っているような県景観計画は他府県であったりするのかな、それともこれは事務局オリジナルでつくったものなのか。</p>
事務局	他府県でどのような類型になっているかまでは詳細には調査できておらず、今回提示した地域区分案は、あくまで事務局で作成したものになる。
部会長	<p>とすれば、非常にユニークで新しい発想だと思うので、非線引き都市計画区域や市街化調整区域等、用途地域のない地域について、他府県の景観計画でどのようにゾーニングされているのか、またぜひ参照していただきたい。加えて、県内で景観行政団体になっている13市との比較は、基準等が出てくるので、13市の類型とも照らし合わせられるような資料をまた作成していただきたい。</p> <p>あともう1点は、たとえばこの非線引き都市計画区域のエリアで、商業施設が新たにできた場合は、新たにできたところに対して後追的に第7種地域に指定する。あるいは、地区計画で住宅地ができることになったら、しかるべき第2種地域に指定するというような対応となるのか。</p>
事務局	基本的にはそのような対応を考えている。ただし、その開発自体が、まちづくりの方針と合致しているのかという点の精査が必要で、もしそれが合致していない開発ということであれば、開発に対して地域区分を合わせにいくことが適切なのかという点は議論になると思われる。
部会長	この地域区分については、6町との協議や、他府県の事例調査等も勘案しながら、今後の部会での審議も含めて、まだ変更もありうるということを前提として、一応基本的には今回提示いただいた案の方向性をベースに

	<p>進めていただく、6町との協議をしていただくということで、委員の皆様よろしいか。</p> <p>(※異議なし)</p> <p>また、情報を収集できた部分は、また重ねて、必要に応じてご報告をいただきたい。</p>
--	---

## ②禁止物件の再整理

事務局	(禁止物件の再整理について説明)
委員	<p>確認だが、禁止物件としての道路面について、「道路交通法上の道路であることを明確化」というのは、これは公道と私道で分けるということか。公道だったら当然ダメだが、私道については、かなり公共的に使われている道でも禁止ではなくするということか。</p>
事務局	<p>そうではなく、公道に限らず、私道も含めて一般の交通の用に供されているということが、道路交通法上の道路ということになる。</p>
部会長	<p>具体的にどのようなケースが考えられるか。定義上そういうふうな定めをするのはわからないではないが、実際そういう広告があるのか想定しづらいように思う。</p>
事務局	<p>道路としては、例えば、開発許可を受けて、まだ市町に移管されていないような道とか、道路位置指定をした道とか、そういったものが対象になってくる。実際には、現状道路であり、一般車両の通行制限もされていないの、そういったものが該当してくるかと考えている。</p>
部会長	<p>禁止物件としての塔は、安全上の問題であまり広告をつけたりできないとか、色も赤白で行くとか、いろいろ規定があると思うが、タンク、特にガスタンク等に関しては、特にそのような、安全上とか、視認上といった観点からは、特に規定はないのか。</p> <p>また、禁止物件から外した場合、例えばガス事業者が、何か球体で広告したいと言ったら、それは許可基準の範囲内だけでも、広告を出してもよい、あるいは水道事業者が、何か大きく広告を出したいということも可能性としてありうるということか。また、非自家用としてのケースも出てくるということか。</p>
事務局	<p>タンクに安全上の法規制がかかっているのかということについては、確認できていない。なお、国交省が出している条例ガイドラインの中でも、タンクは、禁止物件例として列記されているが、なぜこれが禁止物件なのかということ国交省に問い合わせたところ、公共的なものは、一定広く禁止物件にしているということ以外に特段の理由はなく、そもそも禁止物</p>

	<p>件という考え方自体がもう古いというふうに国交省も言っていた。</p> <p>また、タンク類は、現行規制でも自家用広告物は適用除外になっているが、今回提案している禁止物件からの除外ということになれば、立地する地域の許可基準に依じて、非自家用広告物でも掲出可能となる。</p>
--	---

### ③適用除外規定の再整理

事務局	(適用除外規定の再整理について説明)
委員	<p>適用除外となる、営利を目的としない政治活動というのはどういうことを指すのか。以前から、政治のポスターについては、選挙期間外は要らないのではないか、景観のことを思えば、やはりそれも一つの景観問題として、取り上げてもいいのではないかと常に思っている。</p>
事務局	<p>具体的には、政党の政治ポスター等が、現行規制の中でも適用除外となっているものがあり、そういったものは引き続き、適用除外になる。そのほかにも、政党でなくても、例えば個人の、例えば「ごみ処理場建設反対」といったような横断幕等が想定され、それらも適用除外の対象とすることを考えている。</p> <p>必ずしも適用除外であるからといって全てフリーということでは考えておらず、この適用除外の基準を設定していく必要があると考えている。その中で、政治活動のものであれば、どういったもの、どういったかたちのものであれば、認めていくのかといったところは、次回以降の部会でご審議をいただきたいと考えている。</p> <p>ここで、非常に重要なのは、やはり憲法で一定保証されている部分があること。屋外広告物の許可において、表示内容については審査をしないが、手続上の許可申請を求めるということは、一定、表示内容も含めて行政の目を通すということになるので、場合によっては事前検閲といったようなことにも触れかねないものになる。極力、そういったものは許可制ではなくて、あらかじめ基準は定めて、適用除外にしていくということが、必要な措置であると考えている。</p>
部会長	<p>現行規制では、政治ポスターについて、大きさとか高さは制限はないのか。また、その規制は、広告規制の側での規制か。</p>
事務局	<p>政党のポスターについては、屋外広告物の規制として、適用除外となる基準が個別に細かく定められている。</p>
委員	<p>今の質問と同じところになるが、同じく宗教に関しても、想定しているのは、宗教施設についている恒常的な看板以外のものという認識でよいか。その場合、どういったものを想定しているか。</p>

事務局	<p>宗教関係についても、政治関係とおなじく、やはり適用除外の基準が必要だろうと考えている。例えば、宗教施設に恒常的に掲げられるような自家用広告物については、自家用広告の適用除外規定の範疇で対象になるものは適用除外になるし、そうでないものについては、ここでは例えば、表示期間が半年以内というような形で期間の基準を定めておけば、それ以上恒久的に設置されるものについては適用除外の範囲には含まれないという形で、しっかり許可申請が必要ということで整理されていくことを想定している。</p> <p>具体的に、この適用除外の対象になるものは、たとえば、神社とかお寺で立っている旗や、ありがたいお言葉のようなものを掲げたもの等が想定される。</p> <p>政治関係と同じであるが、やはり、氏名を出して許可申請を求めるということは、その人がどのような思想信条を持っているかといったことを、あらかじめ行政の目に入れるということになる。中身をチェックするわけではないとしても、憲法で信教の自由が保障されている観点から言うと、極力、事前の許可申請を求めべきではないだろうということで、適用除外にすべきものと考えている。</p>
委員	<p>営利企業が社会貢献として公共的な看板を設置する場合、これについても、想定している具体例をお聞かせいただきたい。また、ここには企業名は入らないということか。</p>
事務局	<p>例えば、地元の観光名所を案内する看板等をつけたいと、例えば文化財等があったとして、隣で事業されている方とか、あるいはその地域一帯でまちづくり活動をされている方、それに賛同していただいている企業の方と、いろいろな主体が考えられるが、そういった方たちが、文化財を案内する案内看板を立てたいといった場合が、具体的な事例として想定しているものになる。</p> <p>企業名がどの程度であれば、それは営利目的ではない、いわゆる売名的な形で掲出されるものではないというところを整理する必要がある。そのあたりは、次回、この適用除外の基準を検討する中で考える必要がある。現時点では、例えば、全体面積の何分の1以内の部分については、企業名も認めるというような基準を想定している。</p>
部会長	<p>この公益広告物とか、営利企業が社会貢献としてCSRで掲出するものについては、もう少し吟味する必要があると思う。以前、近江八幡市の文化観光課さんが伝健地区内の屋外広告物の調査をされたことがあったが、その際は、公共の広告物や設置物の中にも、これはどうかなと思われるようなものも散見された。</p>

	<p>これは、適用除外の部分で対応するのか、それともまた別に何かエリアマネジメントのときに、しっかりとサインや広告のコントロールをするようなかたちでするのか、そこは手法によると思うが、適用除外だから何でもいいという形にするよりは、地域ごとでの何らかのルールづくりとか、マネジメントを要する、あるいは一定指導ができるようなルートを整備しておく必要がある。器としては、適用除外の範疇でいいと思うが、やはり良好な景観、第1種地域とか特別地域にあたるような部分については、そういうルートを回すような規定があるほうが望ましい。</p>
委員	<p>適用除外となる対象の、対象となる基準がない、または緩いため景観上の支障が生じるものがあるということで、適用除外となる基準を定めるとある。事務局案の意向として、広告物の高さについて、もう少し踏み込んでみようかということだと思うが、そのほかにも今考えている案として、可能性としてあるものがあれば、参考までに教えていただきたい。</p>
事務局	<p>現時点では、野立広告の高さというのが一番大きなもので、それ以外については、詳細は検討できてないという状況。可能性として、さらに踏み込もうということであれば、許可基準というのは別途あるわけなので、自家用広告の場合、面積10平米以内かつ許可基準を満たしたものについては適用除外にするようなことも考えられる。この場合、許可基準の中に色規制があれば、色規制といったことも、適用除外の基準になる。そこまでするのは厳し過ぎるかなと思うところではあるが、可能性としてはそういったこともあるのかなというところ。</p>
委員	<p>業界の立場ではあるが、広告物の安全と景観は、大変大切な部分だと考えているので、景観という意味では、緩和と厳格化のメリハリをつけてやっていただきたいと思う。自家用広告物は、にぎやかで都市の景観を活性化するような側面もあるので、エリアによっては緩和していただくことも検討していただきたいし、反面、締めるところは、思い切って締めてほしい。</p> <p>また、案内図板は、デザイン等があまりにも自由度が高過ぎる状況がある。本来、誘導看板であって、地図と会社名等、それだけのシンプルなものであるはず。そこに、会社の色々なキャッチコピーが入り、カラー写真もたくさん使っている状況がある。会社のイメージをできるだけ伝えようとして頑張るのは、施主の意向を酌んで、ある程度仕方ない部分もあるが、景観という部分で考えれば、あくまでも誘導のために、100歩譲って看板設置が認められる場所なのだから、地図と会社名、電話番号ぐらいしかダメ、色も町の雰囲気、景観に合ったような色の単色使いでないといけないといったことも、検討いただきたい。業界の中でも意見はわかるが、</p>

野立看板が乱立していると、個々の看板は目立たなくなる。そこを、もう少しデザインをシンプルにして、景観に配慮した看板にすることによって、何かすっきりしたねっという事で、目も向くようになる。そういうかたちで、施主さんのほうを説得することもできると思う。

上記のようなことを、前向きな提案として、行政のほうから踏み込んで、もう少し大胆な提案をしていただいてもいいのかなと思う。

安全面では、やはり一番危ないのは、頭上についている看板。市街地にある袖看板、ビルの外壁から突き出している看板。しかし、これがきちんと構造計算がなされて、完了検査もしてという状況の看板は逆にほとんどない状況がある。大抵、ビルの看板であれば、例えばゼネコンの管理下でつけるので、完了検査というのはゼネコンの監督が実施している場合はあるが、役所が入って完了検査というのはまずしてないと思う。

既存看板に関しても、点検制度の充実を業界からも提案しているが、そういった部分でも官民しっかり連携する必要があると考えているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

以上